

中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究費の適正な管理・運営に関する規程

令和元年7月1日

制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、中村学園大学・中村学園大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究費の適正な管理・運営及び研究費の不正使用が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究費」とは、私立大学等経常費補助金や競争的資金制度等の公的資金に基づく研究費及び本学が交付した研究費で本学の責任において管理すべき研究費をいう。

2 前項に掲げる研究費以外の公的資金の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

3 この規程において「不正使用」とは、実体を伴わない講師料・給与を支払わせること、架空の取引により代金を支払わせ業者への預け金として管理させること、実体の伴わない旅費を支払わせることをはじめとする法令、資金配分機関の規程、及び本学の規程に違反する経費の使用をいう。

4 この規程において「研究者等」とは、本学に雇用されている者および本学の施設や設備を利用する者のうち、公的資金に基づく研究費や本学が交付した研究費を用いた研究に従事している者及びそれに関わる事務職員をいう。

5 この規程において「部局」とは、学校法人中村学園管理運営規則に定める大学院の研究科、大学の学部、短期大学部、研究所、センターをいう。

第2章 適正な管理・運営のための体制

(責任と権限)

第3条 本学における研究費の適正な管理・運営のために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

(1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費の適正な管理・運営について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の適正な管理・運営に関し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。

- (3) コンプライアンス推進責任者は、当該部局における研究費の管理・運営について実質的な権限と責任を有するものとし、各部局の長及び連携推進部 部長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定すると共に、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の管理・運営を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認すると共に、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等に対する対策を実施し、実施状況を確認すると共に、実施状況を統括管理責任者に報告しなければならない。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等内の研究費の管理・運営に関わる全ての構成員に対し、不正の通報制度の具体的な方法を含むコンプライアンス教育を定期的実施し、受講状況を管理監督しなくてはならない。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、前項に定めるコンプライアンス教育の具体的な内容について、別に定める「中村学園大学（含む短期大学部）研究委員会」と協力して検討・実施する。
- 7 コンプライアンス推進責任者は、各部局における研究費の管理・運営について、各部局の構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、研究費の不正使用やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による研究費の不正使用の防止に努めなければならない。

- 2 第2条第4項に規定する研究者等は、コンプライアンス推進責任者が実施する研究費の適切な管理・運営に関するコンプライアンス研修を受講する義務を有すると共に、本学の研究費に関する諸規程及び規則等の順守や不正使用を行わないことを記した宣誓書をコンプライアンス責任者に提出しなければならない。

(研究費の事務管理)

第5条 最高管理責任者は、研究費申請や経理等に関する事務を法人本部財務部及び連携推進部（以下「事務管理部署」という。）に委任する。

- 2 研究費申請及び経理事務手続き等に関する機関内外からの相談を受ける窓口は、事務管理部署とする。
- 3 事務管理部署は、研究費の使用ルール等を研究者及び事務職員に対して分かりやすい形で周知するとともに、実態と使用ルール等の運用に乖離が生じていないかをチェックし、必要に応じて使用ルール等の見直しを行うものとする。
- 4 事務管理部署は、効率的かつ適正な予算執行管理を行うとともに、研究者に対して研究費の使用に関する助言を行う。
- 5 その他必要な事項は別に定める。

(適正管理への取り組み)

第6条 研究費を適正に管理及び運営し、研究費の不正使用を防止するために、次の取り組みを行う。

- (1) 不正防止計画の作成及び実施
 - (2) 不正防止計画と実施の検証を行うための確認体制の構築
 - (3) 研究データの適正管理など不正防止を行うための分かりやすいルールの制定と周知
- 2 研究費の不正使用については、その疑いも含めて、最高管理責任者の責任において、迅速かつ公正に調査・検証を行うとともに、その結果により適切に処理するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、研究費の適正な執行を確保するため、取引業者に対しても本学の研究費に係る諸規程及び規則等を周知するとともに、不正な取引に関与した取引業者に対しては取引停止等の措置を講じなくてはならない。
 - 4 取引業者への取引停止等の措置に関し必要な事項は別に定める。

(発注・検収確認業務担当者の設置)

第7条 研究費に係る物品等(以下「物品」という。)の適正な発注と納品の完了確認を行うため、発注・検収確認業務担当者を置く。

- 2 発注・検収確認業務担当者は、原則として、物品の調達を希望する研究者の研究と利害関係のない事務職員とする。
- 3 物品の発注と検収に関し必要な事項は別に定める。

(監査制度)

第8条 最高管理責任者は、研究費の監査を行うため、研究費監査部門を設置する。

- 2 研究費監査部門は、法人本部総務部とし、研究費に関わるすべての監査を行うことができる。

3 研究費の監査に関し必要な事項は別に定める。

(研究費適正管理委員会)

第9条 本学における研究費の適正な管理・運営及び研究費の不正使用防止のために、研究費適正管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 学長(委員長)

(2) 栄養科学研究科長

(3) 教育学研究科長

(4) 流通科学研究科長

(5) 栄養科学部長

(6) 教育学部長

(7) 流通科学部長

(8) 短期大学部長

(9) 事務局長

(10) 法人本部財務部 課長

(11) 連携推進部 部長

(12) その他学長が指名する教職員

3 委員会は、次の各号に掲げる審議を行う。

(1) 研究費の運営・管理に係る実態の把握と検証に関すること。

(2) 研究費の不正使用発生要因に対する改善策を講ずること。

(3) 行動規範の策定等に関すること。

(4) その他必要な事項。

4 委員会の事務は、関係部署の協力を得て、連携推進部において処理する。

第3章 通報の受付

本章は、中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程(以下「不正行為防止規程」という。)第6条から第9条に準じる。

第4章 関係者の取扱い

本章は、不正行為防止規程第10条から第13条に準じる。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第10条 研究費の不正使用に関する通報があった場合又はその他の理由により予備調査が

必要であると認めた場合は、最高管理責任者は、通報された事項に関する事実関係等を調査するために、予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名程度の委員によって構成するものとし、最高管理責任者が指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、証拠となり得る関係書類等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第11条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された理由の合理性、通報内容の本格的調査（以下「本調査」という。）における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

(本調査の決定等)

第12条 予備調査委員会は、通報を受け付けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係府省や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存する。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係府省に、本調査を行う旨を報告する。

(調査委員会の設置)

第13条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者で構成し、最高管理責任者が指名する。

- (1) 委員長
 - (2) 財務の知識を有する者、若干名
 - (3) 法律の知識を有する者、若干名
- (本調査の通知)

第14条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

2 前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第15条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に、本調査を開始する。

2 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

3 調査委員会は、調査を行うにあたり、公平性及び中立性を確保するとともに、迅速に処理しなければならない。

4 最高管理責任者は、調査の実施に際し、予め調査方針、調査対象及び方法等について当該事案に係る資金配分機関及び関係府省に報告し協議しなければならない。

5 調査委員会は、通報において指摘された当該事案に係る資料等の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、研究費の不正使用の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について本調査を行う。

6 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。

7 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第16条 本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断によ

り、本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第17条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとる。

2 通報された事案に係る研究活動が本学以外の研究機関で行われたときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼する。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

第6章 不正使用等の認定

(調査結果の報告及び通知)

第18条 調査委員会は、調査開始後（予備調査を含む）概ね180日以内に調査した内容をまとめ、研究費の不正使用の有無、不正の内容、関与した者及びその程度、不正使用の相当額、その他必要な事項を認定し、直ちに最高管理責任者に報告する。

2 調査委員会は、研究費の不正使用が行われていなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行う。

3 最高管理責任者は、前2項の報告に基づき、その結果を通報者並びに被通報者に通知する。

4 最高管理責任者は、通報等を受け付けた日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該事案に係る資金配分機関及び関係府省に対して提出するとともに、当該研究費に関して必要な協議を行うものとする。なお、上記に定める期間までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関及び関係府省に提出するものとする。

5 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに当該事実を認定するとともに、最高管理責任者に報告する。

6 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合、速やかに当該認定事実を資金配分機関及び関係府省に報告する。

7 最高管理責任者は、当該資金配分機関及び関係府省の求めに応じ、調査委員会の調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を資金配分機関及び関係

府省に報告する。

- 8 最高管理責任者及び調査委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関及び関係府省からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の求めに応じなくてはならない。

(不服申立て)

第19条 研究費の不正使用が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により不服申立てをすることができる。

- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 前項に定める新たな調査委員は、第13条第2項及び第3項に準じて指名する。

- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知する。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知する。

- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知する。

- 7 最高管理責任者は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知する。また、その事案に係る資金配分機関及び関係府省に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第20条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する

資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知する。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得る。
- 4 最高管理責任者は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究費の不正使用に関与したと認定された者に通知する。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係府省に報告する。

(調査結果の公表)

- 第21条 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表する。ただし、以下において合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究費の不正使用に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、研究費の不正使用があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正使用に関与した者の氏名・所属を非公表にすることができる。
 - 4 研究費の不正使用が行われていなかったとの認定がなされた場合は、原則として、調査結果を公表しない。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査結果を公表する。
 - 5 前項における公表内容は、研究費の不正使用がなかったこと、被通報者及び調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報

者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第22条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して当該研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じる。

(研究費の使用中止)

第23条 最高管理責任者は、研究費の不正使用に関与したと認定された者、不正使用が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、当該研究費の使用中止を直ちに命ずる。

(措置の解除等)

第24条 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われていなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除する。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究費の不正使用を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(処分)

第25条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究費の不正使用が行われたものと認定された場合は、当該不正使用に関与した者に対して、法令や中村学園大学・中村学園大学短期大学部就業規則等に基づき、懲戒処分の手続きを行う。

2 最高管理責任者は、前項の処分を行ったときは、該当する資金配分機関及び関係府省に対して、その処分の内容等を通知する。

3 通報者が学内関係者で、研究費の不正使用の疑いが存在する合理的な根拠がないと知りながら通報したことが明らかである場合には、中村学園大学・中村学園大学短期大学部就業規則に基づき、懲戒処分の手続きを行う。

4 本学と取引する業者が研究活動等における不正使用に関与している場合は、関係府省

所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に準じて手続きを行う。

(是正措置等)

第26条 本調査の結果、研究費の不正使用が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとる。

2 最高管理責任者は、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。

3 最高管理責任者は、第1項及び第2項の是正措置等の内容を、該当する資金配分機関及び関係府省に対して報告する。

(雑則)

第27条 この規程に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

2 この規程の制定により、中村学園大学(含む短期大学部)研究活動および研究費の適正管理に関する規程(平成19年10月1日制定)及び中村学園大学(含む短期大学部)研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用に係る調査等に関する細則(平成29年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。